

小松島市新小学校施設整備に係る基本計画策定業務及びPFI導入可能性調査業務
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

小松島市教育委員会では、小松島市立小学校における児童に良好な教育環境を将来にわたり確保するため、令和4年2月に「小松島市立学校再編実施計画」を策定した。同計画では、小松島市教育大綱（第2期）の「未来を担う人を育てる教育」を柱に、新たな時代を生きる子どもたちに「生きる力」を育む教育環境の整備を進めることをねらいとしている。子どもたちに「生きる力」を育むには、学校だけでなく、家庭や地域などと連携し、社会全体で教育していく必要がある。そこで、小松島市教育委員会では、「つながり」を重要視し、『『つながり』により子どもたちが育つ学校』をコンセプトにこれからの学校づくりに取り組んでいくこととした。同コンセプトについては、資料「小松島市立学校再編実施計画」や「学校づくり基本コンセプト」等を参照されたい。

このような背景をもとに、小松島市立学校再編実施計画の実現に向けて、同計画の第1期（令和4年度から令和15年度まで）に開校予定の（仮称）新小松島小学校（小松島小学校、南小松島小学校、千代小学校、芝田小学校との再編校）と（仮称）新小松島南小学校（立江小学校、櫛淵小学校、坂野小学校、新開小学校との再編校）の基本計画を策定するとともに、より効率的な事業手法の検討を行うため、小松島市新小学校施設整備に係る基本計画策定業務及びPFI導入可能性調査業務（以下「本業務」という。）を実施する。

この要領については、本業務の委託に際して高度な専門知識と技術力、また豊富な経験を有し、価格だけでなく、優れた提案を行う事業者を公募型プロポーザル方式により選定するための参加要件や手続き等について必要な事項を定めたものである。

2 業務の概要

（1）業務名

小松島市新小学校施設整備に係る基本計画策定業務及びPFI導入可能性調査業務

（2）業務内容

小松島市新小学校施設整備に係る基本計画策定業務及びPFI導入可能性調査業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

（3）履行期間

契約締結日から令和5年3月31日

（4）提案上限額

35,500,000円（消費税及び地方消費税含む）

3 担当部署

〒773-0006 徳島県小松島市横須町2番14号

電話：0885-38-7300 FAX：0885-32-2126

Mail：kyouikuseisaku@city.komatsushima.i-tokushima.jp

4 選定方式

選定方式は、本実施要領に記載する提案書等を求め、提案者の経験及び実施の能力、提案価格及び提案内容を総合的に比較検討し、最適な受託候補者を公募型プロポーザル方式で選定する。

5 参加資格

応募者は単体の企業で、次に掲げる全ての要件を満たす者であること。

- (1) 令和4・5年度小松島市入札参加資格者名簿（測量・コンサルタント部門）の「建築一般」又は「都市計画及び地方計画」に登録があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 小松島市建設業者等指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (4) 小松島市暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
- (5) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録（都道府県問わず）を行っている者であること。
- (6) 配置予定技術者として、管理技術者、照査技術者及び担当技術者を以下のとおり配置すること。
なお、各技術者は提案者と正規雇用関係にあること。
 - ① 管理技術者は、建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士の資格を有する者とする。
 - ② 照査技術者は、建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士の資格を有する者とする。なお、照査技術者は、管理技術者、担当技術者を兼ねることができない。
 - ③ 担当技術者は、資格は問わないが、管理技術者、照査技術者を兼ねることができない。また、担当技術者は、その分担する業務内容により、複数配置することを妨げない。その場合には、本件における分担業務内容を明確にするとともに、主たる担当技術者1名を選任すること。なお、選任された1名を評価対象とする。
- (7) 安定的かつ健全な財務能力を有する法人であって、本業務を円滑に遂行できること。
- (8) 国税、県税及び市税に滞納がないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）による手続きを行っていないこと。
- (10) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

6 公表資料

公告にあたり、以下の資料を市ホームページ上で公表する。

- (1) 参考資料

- ① 小松島市立学校再編実施計画
- ② 学校づくり基本コンセプト
- ③ 南小松島小学校 敷地平面図
- ④ 新開小学校 敷地平面図
- ⑤ 小松島市都市計画図

(2) 提出書類等（市が様式を示しているもの）

- ① 質問書（様式1）
- ② 公募型プロポーザル参加表明書（様式2）
- ③ 会社概要（様式3）
- ④ 業務実績（法人等）（様式4-1、4-2）
- ⑤ 業務実績（担当予定者）（様式5）
- ⑥ 誓約書（様式6）
- ⑦ 提案書表紙（様式7）
- ⑧ 業務実施方針（様式8）
- ⑨ 業務実施体制（様式9）
- ⑩ 提案書（様式10-1～10-3）
- ⑪ 小松島市新小学校施設整備に係る基本計画策定業務及び PFI 導入可能性調査業務 内訳書（様式11）
- ⑫ 再委託先の業務実績（様式12）
- ⑬ 辞退届（様式13）

7 実施スケジュール

プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

公告日	令和4年6月10日（金）
質問書受付締切日	令和4年6月21日（火）
質問書への回答日	令和4年6月28日（火）
参加表明書受付締切日	令和4年7月1日（金）
参加資格確認結果等通知	令和4年7月8日（金）
提案書受付締切日	令和4年7月26日（火）
提案内容審査（プレゼンテーション等）	令和4年8月上旬
結果通知（提案書特定等）	令和4年8月上旬
決定事業者の公表	令和4年8月上旬以降
業務開始	令和4年8月上旬以降

※日程については変更する場合がある。

8 質問書の受付・回答

プロポーザルに関する質問は、次の方法で提出すること。

(1) 提出書類

質問書（様式1）

(2) 提出期限

令和4年6月21日（火） 午後5時まで

(3) 提出方法

質問箇所及び内容をわかりやすく記載し、電子メールにより提出すること。提出後、電話により到着確認を行うこと。なお、他の方法による質問書は一切受け付けない。

(4) 提出先

小松島市教育委員会 教育政策課 学校再編推進室

メールアドレス：kyouikuseisaku@city.komatsushima.i-tokushima.jp

(5) 質問書の回答

質問に対する回答は、令和4年6月28日（火）を目途に小松島市ホームページで公開する。

9 参加表明の手続き等

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加表明書等を提出すること。

(1) 提出書類

① 公募型プロポーザル参加表明書（様式2）

② 会社概要（様式3）

【添付書類】

- ・会社の沿革、組織がわかる書類 ※パンフレット等でも可
- ・直近3期分の決算書

③ 業務実績（法人等）（様式4-1、4-2）

法人等の過去10年間（平成24年4月1日から令和4年3月31日まで）に完了した同種・類似の業務実績（3件以内）を記載すること。実績として記載した業務に係る契約書等（テクリスも可）の写しを添付すること。

④ 業務実績（担当予定者）（様式5）

担当予定者の過去10年間（平成24年4月1日から令和4年3月31日まで）に完了した同種・類似の業務実績（3件以内）を記載すること。実績として記載した業務に係る契約書等（テクリスも可）の写しを添付すること。また、保有資格を確認できる資料の写しを添付すること。

⑤ 直近年度の国税、県税及び市税に係る納税証明書（未納額がない証明）

⑥ 誓約書（様式6）

⑦ 会社・法人の登記簿謄本

(2) 提出期限

令和4年7月1日(金) 午後5時まで(必着)

(3) 提出方法

持参又は郵送(「特定記録郵便」又は「簡易書留」に限る)。

郵送の場合は、送料は提出者が負担すること。また、提出期限までに電話により送付物の到着確認を行うこと。

持参の場合は開庁日の午前8時30分から午後5時までの間とする。

(4) 提出先

小松島市教育委員会 教育政策課 学校再編推進室(教育庁舎2階)

住所:〒773-0006 徳島県小松島市横須町2番14号

(5) 参加資格確認結果の通知

参加資格確認終了後、書面により通知する(令和4年7月8日(金)発送予定)。

10 辞退届の提出

参加申込後、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届を次の方法で提出すること。

なお、この場合でもその他の事業において不利益を被ることはないものとする。

(1) 提出書類

辞退届(様式13)

(2) 提出期限

令和4年7月26日(火) 午後5時まで(必着)

(3) 提出方法

持参又は郵送(「特定記録郵便」又は「簡易書留」に限る)。

郵送の場合は、送料は提出者が負担すること。また、提出期限までに電話により送付物の到着確認を行うこと。

持参の場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時までの間とする。

(4) 提出先

小松島市教育委員会 教育政策課 学校再編推進室(教育庁舎2階)

住所:〒773-0006 徳島県小松島市横須町2番14号

11 提案書の提出

本プロポーザルに関する提案書は、次の方法で提出すること。

(1) 提出書類

① 提案書表紙(様式7)

代表者印を押印の上、提案書の鑑表紙として提出すること。

② 業務実施方針（様式 8）

業務の実施方針について記入すること。

③ 業務実施体制（様式 9）

業務の実施体制、分担業務について記入すること。

④ 業務実施工程（任意様式）

8月10日時点から業務に着手する場合を想定した上で、基本計画策定、導入可能性調査、それぞれの業務を遂行する際の留意点を踏まえ、業務の実施工程について記入すること。

⑤ 再委託先の業務実績（様式 12）

該当がある場合のみ。ただし、業務の一部であって、主要な部分でないこと。

⑥ 提案書（様式 10-1～10-3）

提案書の作成にあたっては、「仕様書」の内容を踏まえ、下記テーマについて案を作成し業務を遂行するための具体的な手法を記載すること。

⑦ 提案書テーマ

項目	内 容
テーマ 1	本業務では、『つながり』により子どもたちが育つ学校」をコンセプトにした施設を整備する必要があります。同コンセプトを基にした施設整備についての考え方をご提案ください。
テーマ 2	本業務では、学校施設が子どもたちの学びの場であるだけでなく、大雨、地震及び津波等の災害時における地域住民の避難場所（緊急避難場所、避難所）にもなる施設であることを踏まえ、防災機能も考慮した学校施設のあり方を検討する必要があります。必要な防災機能を十分に備えた学校施設についての考え方をご提案ください。
テーマ 3	本業務では、建設予定地に関する諸条件を整理した上で、敷地内にある複数の建物（幼稚園施設及び学童保育施設含む。）の整備方針を検討する必要があります。建設予定地における建物の整備方針についての考え方をご提案ください。 ただし、PFI 手法をはじめとした官民連携手法を用いる方法やその他周辺施設を活用できる方法等があれば、従来手法と併せてご提案ください。 なお、幼稚園施設については、令和 9 年度の（仮称）新小松島小学校の開校までに移転する方針です。

⑧ 見積書（任意様式）

見積書（A4版に統一すること）については、小松島市新小学校施設整備に係る基本計画策定業務及びPFI導入可能性調査業務 内訳書（様式 11）を参考に、本業務の経費の積算根拠がわかる資料を作成及び添付の上、金額（税抜額及び税込額を明記）を提示すること。

(2) 提出期限

令和4年7月26日(火) 午後5時まで(必着)

(3) 提出方法

持参又は郵送(「特定記録郵便」又は「簡易書留」に限る)。

郵送の場合は、送料は提出者が負担すること。また、提出期限までに電話により送付物の到着確認を行うこと。

持参の場合は開庁日の午前8時30分から午後5時までの間とする。

(4) 提出先

小松島市教育委員会 教育政策課 学校再編推進室

住所：〒773-0006 徳島県小松島市横須町2番14号(教育庁舎2階)

(5) 提出部数

提出書類①～⑧の順序で製本し、表紙の次項から通し番号を付け、簡易なA4ファイル(左綴じ)で提出すること。

- 正本 1部(代表者印を押印したもの)
- 副本 8部(正本の写し)
- 副本については、社名・社員等の提案者が特定される情報を削除又は黒塗り等で判読不能とすること。
- CD-R 1枚(正本をPDF形式で保存したもの)

12 審査方法等

(1) 業務委託先選定会議の設置

業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を、厳正かつ公正に決定するため、小松島市新小学校施設整備に係る基本計画策定業務及びPFI導入可能性調査業務委託先選定会議を設置(以下「選定会議」という。)する。ただし、参加資格の有無については、教育委員会事務局において審査及び確認を行うこととする。

(2) 選定会議

提案内容の審査は、書類審査並びにプレゼンテーション及びヒアリング(プレゼンテーション：15分、ヒアリング：10分程度)により実施する。プレゼンテーションは原則として本業務に携わる予定の管理技術者が行うこととし、ヒアリングについてはそれ以外の者も可とする。参加者は管理技術者を含め3名以内とする。プレゼンテーションの際、追加資料(模型を含む)の提示は認めない。発注者は映写スクリーン、電源供給設備、プロジェクターのみ用意する。パソコン等それ以外に必要とされる機器、道具等がある場合は提案者が用意すること。

(3) 審査及び配点

審査項目及び配点等の詳細は「13 提案書特定のための評価方法」による。プロポーザルの審査は、各委員が評価を行うものとする。評価点の満点(200点)の6割に満たない場合は、受託候補者として

選定しない。同点の者がいる場合は、委員の多数決をもって受託候補者を選定する。参加者が1提案者の場合でも審査及び評価を実施し、評価が一定基準（評価点の満点（200点）の6割以上）を満たしている場合は、その1提案者を受託候補者として選定する。

（4）審査結果

審査結果は、令和4年8月上旬を目途に提案者に対し結果通知書により通知するとともに、市ホームページでも公表するものとする。なお、審査結果に関する異議申立てについては、受け付けないものとする。

（5）留意事項

参加資格を有する参加表明書等を提出した者が多数の場合は、二段階で審査を行う。その場合、一次審査は参加表明書等についての書類審査を事務局が行い、8者程度をプレゼンテーション実施者に選定する。二次審査は、プレゼンテーション実施者に対して行う。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応等のため、二次審査の実施方法を変更する場合がある。その場合は、詳細について別途通知する。

13 提案書特定のための評価方法

提案書特定のための評価方法について以下のとおりとする（留意事項含む）。

評価	評価事項	審査項目	配点	判断基準	計
1	会社等の業務実績・地域精通度	(1) 同種・類似の業務実績 (基本計画策定業務) ① 同種業務の実績 ② 類似業務の実績	10	①同種業務 3件以上：7点 1～2件：5点 0件：0点	25
		(2) 同種・類似の業務実績 (PFI導入可能性調査業務) ① 同種業務の実績 ② 類似業務の実績	10	②類似業務 3件以上：3点 1～2件：1点 0件：0点	
		(3) 企業の本社・本店等の所在	5	本社・本店が徳島県内にある：5点 支店・営業所が徳島県内にある：3点 いずれにも該当しない場合：0点	
2	業務円滑度	(1) 管理技術者	25		45
		ア 同種業務の経験 (基本計画策定業務)	7	3件以上：7点 1～2件：5点 0件：0点	
		イ 類似業務の経験 (基本計画策定業務)	3	3件以上：3点 1～2件：1点 0件：0点	

		ウ 同種業務の経験 (PFI 導入可能性調査業務)	7	3 件以上：7 点 1～2 件：5 点 0 件 : 0 点	
		エ 類似業務の経験 (PFI 導入可能性調査業務)	3	3 件以上：3 点 1～2 件：1 点 0 件 : 0 点	
		オ 資格要件 ※一級建築士であることは必須	5	技術士（都市及び地方計画）：5 点 RCCM（都市計画及び地方計画）：3 点 上記に該当しない場合 : 0 点	
		(2) 照査技術者	5		
		ア 資格要件 ※一級建築士であることは必須	5	技術士（都市及び地方計画）：5 点 RCCM（都市計画及び地方計画）：3 点 上記に該当しない場合 : 0 点	
		(3) 主たる担当技術者	15		
		ア 同種業務の経験 (基本計画策定業務)	5	3 件以上：5 点 1～2 件：3 点 0 件 : 0 点	
		イ 同種業務の経験 (PFI 導入可能性調査業務)	5	3 件以上：5 点 1～2 件：3 点 0 件 : 0 点	
		ウ 資格要件	5	一級建築士 又は 技術士（都市及び地方計画）：5 点 RCCM（都市計画及び地方計画）：3 点 上記に該当しない場合 : 0 点	
3	提案の 的確性等 (3テーマ)	特定テーマに対する提案について、的確性（与条件との整合性が取れているか等）、独創性（独創的な提案がされているか等）、実現性（提案が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮してテーマごとに総合的に評価する。	15	【的確性】 特に評価できる : 5 点 評価できる : 4 点 普通 : 3 点 やや評価できない : 2 点 評価できない : 1 点 【独創性】 特に評価できる : 5 点 評価できる : 4 点 普通 : 3 点 やや評価できない : 2 点 評価できない : 1 点 【実現性】 特に評価できる : 5 点 評価できる : 4 点 普通 : 3 点 やや評価できない : 2 点 評価できない : 1 点	45

4	実施方針	目的、条件、内容の理解度が高く、重要事項等に関する指摘があるか。	5	特に評価できる : 5点 評価できる : 4点 普通 : 3点 やや評価できない : 2点 評価できない : 1点	5
5	実施体制	担当者数、協力事務所との関係など業務実施にあたり、人員配置や体制など十分な配慮を行っているか。	5	特に評価できる : 5点 評価できる : 4点 普通 : 3点 やや評価できない : 2点 評価できない : 1点	5
6	業務工程	業務工程が妥当であり、確実な業務の遂行が見込まれるか。	5	特に評価できる : 5点 評価できる : 4点 普通 : 3点 やや評価できない : 2点 評価できない : 1点	5
7	プレゼンテーション及びヒアリング	(1) 資料作成能力 提案資料はわかりやすく、説得力があるか。	5	特に評価できる : 5点 評価できる : 4点 普通 : 3点 やや評価できない : 2点 評価できない : 1点	20
		(2) 説明能力 説明がわかりやすく説得力があり、質疑に対する的確な対応ができるか。	5		
		(3) 提案意欲 業務に取り組む積極性が感じられるか。	5		
		(4) その他 地域貢献、社会貢献、環境配慮等の視点があるか。	5		
8	見積金額	提案者のうち最も低い見積価格を提示した提案者を50点とし 次点提案者以下の見積については、 価格点 = $50 \times (\text{提案者のうち最も低い見積価格} / \text{提案者の見積価格})$ とする。 (小数点以下は切り捨てる。)	50		50
合計			200		200

(留意事項)

1. 同種・類似の業務
① 同種業務について
ア 基本計画策定業務 同種の業務とは、国又は地方公共団体が発注した学校施設（幼稚園及び大学は除く）の新築又は改築の基本計画策定業務の元請けとしての実績をいう。ただし、学校施設全体（一団地）の計画策定の経験（体育館等の一部施設の計画策定は除く）であること。
イ PFI 導入可能性調査業務 同種の業務とは、国又は地方公共団体が発注した学校施設建設に係る PFI 導入可能性調査業務の元請けとしての実績をいう。
② 類似業務について
ア 基本計画策定業務 類似の業務とは、国又は地方公共団体が発注した上記①ア以外の公共施設の新築又は改築の基本計画策定業務の元請けとしての実績をいう。
イ PFI 導入可能性調査業務 類似の業務とは、国又は地方公共団体が発注した学校施設以外の公共施設建設に係る PFI 導入可能性調査業務の元請けとしての実績をいう。
※（上記①②）共同企業体での実績については、代表構成員としての実績のみを対象とする。

14 提案者の失格事項

提案者が、次のいずれかに該当した場合は失格となる。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が提案上限額を超えている場合
- (5) 選考の公平性に反する行為があった場合
- (6) 選定会議の委員に直接、間接を問わず、連絡を求めた場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等により、選定会議が失格であると認めた場合

15 契約手続

契約は、仕様書及び受託候補者の提案書等の記載事項を基本に協議の上、締結するものとする。提案書に記載され、審査において評価した項目については、原則として契約時の仕様反映するものとする。ただし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において受託候補者との協議により締結段階で

項目を追加、変更及び削除することがある。また、これにより、契約内容及び契約額の調整を行うことがある。なお、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次順位者と契約の交渉を行う。

16 その他の留意事項

- (1) 本件のプロポーザルに係る経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本業務に係る範囲において公表する場合やその他本市が必要と認める場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (3) 提出された書類は、返却しないものとする。
- (4) 提出書類の提出後の修正又は変更は、一切認めない。
- (5) 提出された書類等は、小松島市行政情報公開条例（平成12年条例第47条）で定める行政情報として取り扱うものとする。
- (6) 当該業務を委託する相手方の決定については、特定された最優秀提案者を対象として、業務内容や仕様等の契約内容を本市と協議したうえで決定するもので、受託候補者の選定をもって、提案内容全てを了承するものではなく、また、当該業務を委託する相手を決定するものではない。